

平成28年度事業計画

《公益目的事業》

(公1) 畜産の経営支援に関する事業

1. 地域畜産支援指導等体制強化（地方競馬全国協会公募補助事業）

県下唯一の畜産の専門指導団体として、畜産コンサルタント資格を有する職員が畜産農家の経営診断等を行い、畜産経営の改善、安定化の技術指導を実施する。

2. 肉用牛経営安定対策補完事業（(独)農畜産業振興機構公募補助事業）

県産牛肉の安定供給を図るため、繁殖雌牛の増頭、離島・山振地域の肉用子牛集出荷等の推進に対する奨励金を交付する。

3. 畜産特別資金等推進指導事業（(公社)中央畜産会補助事業）

経営改善のため畜産農家が借入した畜産特別資金の返還について、当協会の畜産コンサルタント等がその経営改善計画を診断し、経営の健全化促進のための指導助言をする。

4. 畜産リース指導事業

(1) 畜産近代化リース指導等事業（(公財)畜産近代化リース協会受託事業）

畜産農家が（公財）畜産近代化リース協会等とのリース契約により導入した機器の保守管理状況を調査し、適正、効率的な利活用について指導および事業の啓発普及をする。

5. 畜産経営技術高度化促進事業（独自事業）

畜産経営を巡る情勢の変化に対応しうる経営感覚に優れた生産性の高い畜産経営体の育成・発展に資するため、ホームページを作成し、畜産農家、会員および畜産関係団体に対して畜産経営技術、畜産情勢、新技術に関する情報を提供する。

6. 畜産関係団体調整機能強化事業（(公社)中央畜産会受託事業）

畜産振興に資するため、畜産関係6団体相互の連携や機能強化と活性化、女性組織のネットワーク化の充実について協議するとともに、経営技術や活動について発表する大会の開催を支援する。

7. 畜産関係団体運営支援事業（香川県養鶏協会・香川県養豚振興会・香川県養豚協会等受託事業）

畜産農家自らが畜産物の生産から消費に亘る活動を目的に組織した団体の運営を支援するため、事務局業務を受託実施する。

(公 2) 畜産の価格差補填に関する事業

1. 肉用子牛生産者補給金制度（基金事業、(独)農畜産業振興機構補助事業）
肉用子牛生産の安定のための基金に加入した肉用子牛生産農家に対し、価格が一定水準を下回った場合に補給金を交付する。
2. 肉用牛繁殖経営支援事業（(独)農畜産業振興機構補助事業）
肉用子牛生産の安定のための基金に加入した特定肉用子牛生産農家に対し、価格が一定水準を下回った場合に支援金を交付する。
3. 肉用牛肥育経営安定特別対策事業
（基金事業、(独)農畜産業振興機構公募補助事業、香川県補助事業）
肉用牛肥育経営の安定のための基金に加入した肉用牛肥育農家に対し、平均粗収益が平均生産費を、下回った場合に補填金を交付する。
4. 養豚経営安定対策事業（(独)農畜産業振興機構公募事業、生産者受託事業）
養豚経営安定のための基金に加入した養豚農家に対し、肉豚価格が一定水準を下回った場合に、補填金を交付する。

(公 3) 家畜の生産衛生に関する事業

1. 家畜生産農場衛生推進事業
（国公募補助事業、(公社)中央畜産会受託事業、独自事業）
県下における家畜伝染性疾病の流行防止のため、畜産農場における家畜疾病の清浄化への組織的な取り組みの支援や指定する獣医師による予防接種を実施する。
2. 死亡牛緊急検査処理円滑化推進事業（国公募補助事業）
48ヶ月齢以上の死亡牛の所有者に対し、発生場所から化製場等までの適正な管理・輸送の確認および死亡牛の適正な処理等の経費の補助金を交付する。
3. 家畜防疫互助基金支援事業（(独)農畜産業振興機構補助事業）
家畜伝染病の口蹄疫、牛疫、牛肺疫、アフリカ豚コレラおよび豚コレラなどに係る互助事業の普及・指導、互助基金の造成および発生時に互助金を交付する。

(公4) 畜産および畜産物の普及啓発に関する事業

1. 讃岐三畜銘柄確立総合対策事業（讃岐三畜銘柄化推進協議会補助事業）

本県畜産物生産の基盤強化のため、県内外のイベントに参加して、県産特産畜産物である讃岐牛、讃岐夢豚、讃岐コーチンを讃岐三畜として、一体的・効率的に銘柄化を推進する、試食会、料理講習会や料理セミナーを実施し、地域イメージ商品としての認知度を高めるほか、新聞広告、ホームページなどによる普及・啓発活動を実施する。

2. 牛乳乳製品消費促進事業（独自事業）

酪農経営の安定と牛乳乳製品の安定供給を促進するため、県内のイベントに参加して、牛乳・乳製品の知識の紹介と消費の拡大を助長する普及・啓発活動をする。

3. 学校給食用牛乳供給推進事業（国公募補助事業）

幼児、児童及び生徒の体位、体力の向上に資するため、県の指導助言の下に、地域の特性を踏まえた学校給食用牛乳の計画的かつ効率的な供給の推進や保護者負担額の軽減のための補助金を交付する。

《収益事業等》

(他1) 生乳(原料牛乳)の検査に関する事業

1. 生乳検査事業

酪農経営の安定と生乳の品質改善等のため、畜産農家等の依頼による生乳(原料牛乳)の成分、品質などの検査を実施する。

2. 生乳検査受託事業

一般社団法人日本酪農乳業協会が実施している生乳検査精度管理認証制度により認証された生乳検査施設として、指定生乳生産者団体の委託を受けて生乳検査を実施する。

(他2) その他畜産振興に関する事業

畜産経営の安定・合理化の推進等により畜産振興に資するため、会員および畜産関係団体相互の連携、協調を強化する事業を行う。

- (1) 会員が開催する畜産共進会等の事業に協賛し、賞状・賞品を提供する。
- (2) 畜産指導機関と連携して畜産振興に資する。